あきる野市告示第１２９号

令和８年度市民税・都民税・森林環境税納税通知書について、住所不明のため納税義務者に送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のように公示送達する。

令和８年１１月２４日

あきる野市長　　臼　井　　建

１　送達すべき書類

令和８年度市民税・都民税・森林環境税納税通知書

２　送達を受けるべき者

別紙のとおり

３　送達すべき書類の保管及び交付

送達すべき書類は、あきる野市長が保管し、以後いつでも送達を受けるべき者に交付する。

４　納期

第４期　　令和８年１１月３日から令和９年２月１日まで

No.	氏名
1	宮崎　和馬
2	FURFARO　PAUL　VINCENT
3	河野　明香里
4	酒井　卓也
5	MAI　NGOC　HAI
6	鈴木　未来也
7	MUHAMMAD　IBNU　ABAS
8	TRAN　THI　NHI
9	セロン　キララ
10	BASTOLA　ADHIKARI　SUMITRA